

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	臨時報告書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成25年 1月17日
<b>【会社名】</b>	株式会社市進ホールディングス
<b>【英訳名】</b>	ICHISHIN HOLDINGS CO.,LTD.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 下屋 俊裕
<b>【本店の所在の場所】</b>	千葉県市川市八幡二丁目3番11号
<b>【電話番号】</b>	047(335)2888(代表)
<b>【事務連絡者氏名】</b>	取締役統括本部副本部長 竹内 厚
<b>【最寄りの連絡場所】</b>	千葉県市川市八幡二丁目3番地11号
<b>【電話番号】</b>	047(335)2888(代表)
<b>【事務連絡者氏名】</b>	取締役統括本部副本部長 竹内 厚
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社大阪証券取引所 (大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1【提出理由】

当社は、平成25年1月15日開催の取締役会において、当社を存続会社、当社の連結子会社である株式会社サンマックスを消滅会社とする吸収合併を行う決議をし、同日付で合併契約書を締結したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社サンマックス
本店の所在地	茨城県土浦市中村南一丁目2番3号
代表者の氏名	代表取締役社長 金野 光宏
資本金の額	3百万円（平成23年11月期）
純資産の額	10百万円（平成23年11月期）
総資産の額	1,107百万円（平成23年11月期）
事業の内容	不動産賃貸業

（注）合併の効力発生日は平成25年3月1日を予定しています。

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

事業年度	平成21年11月期	平成22年11月期	平成23年11月期
売上高（百万円）	151,174	159,507	199,967
営業利益（百万円）	34	29	50
経常利益（百万円）	9	13	35
当期純利益（百万円）	36	12	35

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成25年1月17日現在）

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
株式会社茨進	100.00%

提出会社との資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は株式会社サンマックスの完全親会社である株式会社茨進の株式を全て保有しております。
人的関係	当社取締役が外向して、株式会社サンマックスの代表取締役に就任していません。
取引関係	当社と株式会社サンマックスの間で外向契約及び金銭消費貸借契約等の取引があります。

(2) 当該吸収合併の目的

当社と株式会社サンマックスにおいて重複している不動産賃貸業等の業務を当社が承継し、重複事業を整理統合することで経営の合理化・効率化を確立することを目的に、本吸収合併を実施いたします。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社サンマックスは解散する予定です。

なお、当社は、会社法第796条第3項の規定に基づき、株主総会の承認を得ることなく簡易吸収合併の手続きにより、当合併を行う予定です。

吸収合併に係る割当ての内容

本吸収合併による新株の発行、資本金の増加及び合併交付金の支払はありません。

その他の吸収合併契約の内容

当社、株式会社サンマックスが平成25年1月15日に締結した合併契約の内容は、後記の「合併契約書」の通りです。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社市進ホールディングス
本店の所在地	千葉県市川市八幡二丁目3番11号
代表者の氏名	代表取締役社長 下屋 俊裕
資本金の額	1,375百万円
純資産の額	3,732百万円(平成24年2月期)
総資産の額	10,390百万円(平成24年2月期)
事業の内容	経営指導、業務代行、不動産賃貸業

## 合併契約書

### 吸収合併契約書

株式会社サンマックス（以下「甲」という。）と株式会社市進ホールディングス（以下「乙」という。）とは、吸収合併に関し、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（合併の方法）

甲と乙は、合併して、乙は存続し、甲は解散する（以下「本吸収合併」という。）。

#### 第2条（当事者の商号及び住所）

本吸収合併を行う当事者の商号及び住所は、次のとおりである。

##### （1）吸収合併消滅会社

商号：株式会社サンマックス

住所：茨城県土浦市中村南一丁目2番3号

##### （2）吸収合併存続会社

商号：株式会社市進ホールディングス

住所：千葉県市川市八幡二丁目3番11号

#### 第3条（効力発生日）

本吸収合併が効力を生ずる日は、平成25年3月1日とする（以下「本効力発生日」という。）。ただし、本吸収合併の手の進行に応じ、必要がある場合は、甲乙協議の上これを変更することができる。

#### 第4条（権利義務全部の承継）

乙は、本効力発生日において、甲の資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

#### 第5条（吸収合併に際して交付する株式・金銭等）

乙は、甲の完全親会社である株式会社茨進の完全親会社であり、乙と甲は支配下関係にあるため、本吸収合併に際して、甲の株主に対し、株式・金銭その他財産の交付を行わない。

#### 第6条（資本金及び準備金）

本吸収合併に際して、乙は資本金及び準備金の増減等を行わない。

#### 第7条（合併承認総会）

- 1 甲は、平成25年2月15日に株主総会（以下「合併承認総会」という。）を招集し、本契約書の承認及び本吸収合併に必要な事項に関する決議を求める。
- 2 乙は、会社法第796条第3項に基づき、株主総会の承認決議を行わないものとする。
- 3 前二項の規定は、本吸収合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

#### 第8条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結の日から本効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じたときは、甲乙協議の上、本契約に定める条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第9条（本契約の効力）

本契約は、第7条に定める甲の合併承認総会の承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第10条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結の日から本効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意義務をもって、その業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすような行為を行うときは、予め甲乙協議の上、これを行う。

第11条（登記・登録・通知等）

- 1 乙は、本効力発生日後遅滞なく、第4条の規定により承継される権利に関し必要な登記、登録、通知等を行う。
- 2 前項の手續に必要な登録免許税その他の一切の費用は、甲及び乙がそれぞれ実費を負担する。

第12条（本契約書に定めのない事項）

本契約書に定める事項のほか、本吸収合併に関し必要な事項は、甲乙協議の上定める。

本契約締結の証として本契約書1通を作成し、甲乙記名押印の上、乙が原本、甲が写しを保有する。

平成25年1月15日

甲 茨城県土浦市中村南一丁目2番3号  
株式会社サンマックス  
代表取締役社長 金野 光宏

乙 千葉県市川市八幡二丁目3番11号  
株式会社市進ホールディングス  
代表取締役社長 下屋 俊裕